

## V.多摩地域におけるペット問題の現状及び課題

## 1. 多摩地域におけるペット問題の現状

本項では、多摩地域におけるペット問題の現状について、本調査研究において行った住民アンケートと自治体アンケートの結果から見てみる(両アンケートの実施方法はP.5を、調査結果はP.124以降を参照)。

なお、ここでは、両アンケートの設問のうち、ペット行政の課題抽出や課題解決に向けた取組の立案に特に関連のある設問の回答結果を抜粋して掲載する。

また、両アンケートの回答結果については、次項の「多摩地域におけるペット行政の課題」を説明する中でも、図表を掲げながら触れている。

### [回答結果の見方]

- ・回答結果の数値を、(%)で表記している箇所については、小数点第2位を四捨五入し小数点以下第1位までを表記している。このため、単数回答の合計が100.0%とならない場合がある。
- ・本文中の「n」はその設問の回答数を、「SA」は単一回答を、「MA」は複数回答を示す。

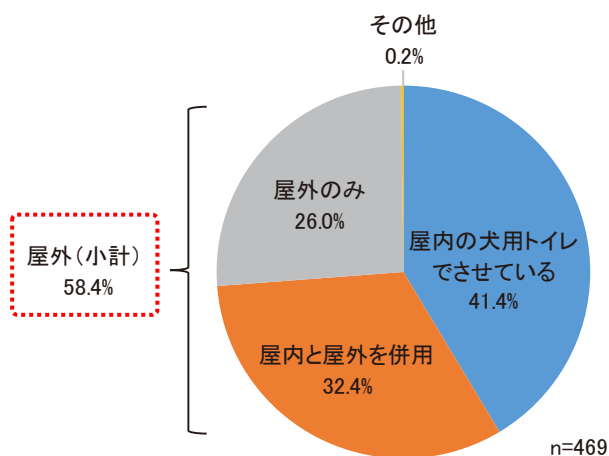
### (1) 住民アンケート

#### ■ 犬の飼育状況について

問 17 あなたが飼っている犬のトイレのしつけについて、当てはまるものを1つお選びください。

犬のトイレのしつけについて聞いたところ、「屋内の犬用トイレでさせている」が41.4%で最も多い。「屋内と屋外を併用」(32.4%)と「屋外のみ」(26.0%)を合わせた「屋外(小計)」は58.4%となっている。

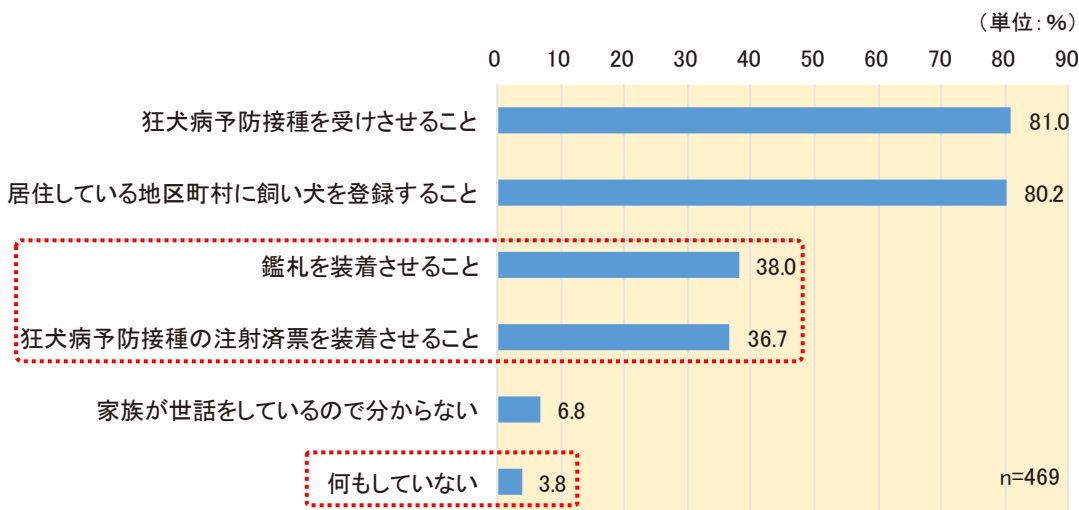
図表 28 犬のトイレのしつけ(SA)



問 20 犬を飼育する場合、飼い主には「居住している市区町村への犬の登録」・「狂犬病の予防接種を受けさせること」・「鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること」が法律で義務付けられています。あなたが飼っている犬に対して行っていることについて、当てはまるものをすべてお選びください。

犬を飼育する場合の飼い主の法的義務のうち行っているものを聞いたところ、「狂犬病の予防接種を受けさせること」と「居住している市区町村への犬の登録」はそれぞれ 81.0%、80.2%と8割を超えている。一方、「鑑札を装着させること」と「狂犬病予防接種の注射済票を飼い犬に装着させること」はそれぞれ 38.0%、36.7%と4割を下回っており、飼い主の対応が大きく異なっている。また、「何もしていない」と回答した人も 3.8%おり、行政における啓発が十分に行き届いていない可能性がある。

図表 29 犬を飼育する場合の法的義務(MA)



図表 30 東京都福祉保健局発行の啓発冊子「犬の飼い方」

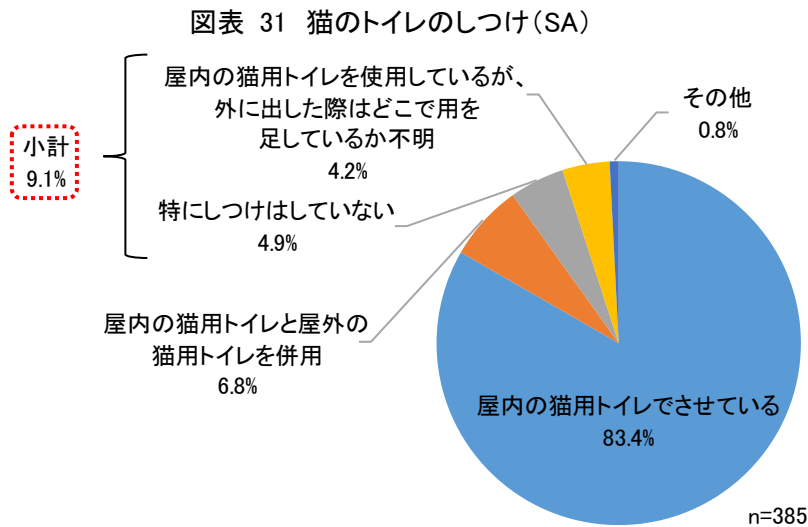


## ■猫の飼育状況について

問 22 あなたが飼っている猫のトイレのしつけについて、当てはまるものを1つお選びください。

猫のトイレのしつけについて聞いたところ、「屋内の猫用トイレでさせている」が83.4%で突出して高く、次いで「屋内の猫用トイレと屋外の猫用トイレを併用」が6.8%となっている。

「屋内の猫用トイレを使用しているが、外に出した際はどこで用を足しているか不明」(4.2%)や「特にしつけはしていない」(4.9%)とする回答も合わせて9.1%あり、飼い主の目の届かないところで周辺住民の迷惑になっていることが懸念される。



## ■犬・猫共通の飼育状況について

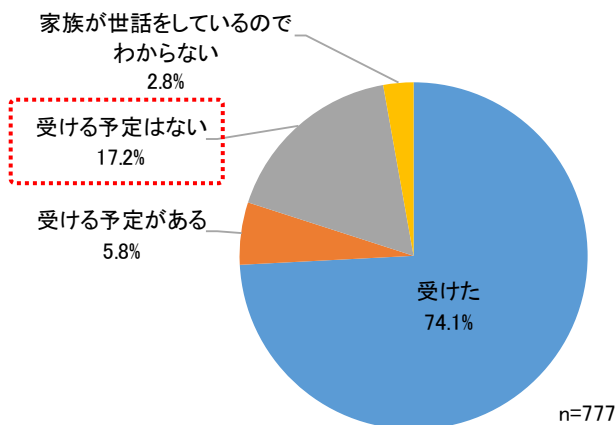
問 24 あなたが飼っている犬や猫は、不妊・去勢手術を受けていますか。当てはまるものを1つお選びください。

飼っている犬や猫が不妊・去勢手術を受けているか聞いたところ、「受けた」とする回答は74.1%となっており、「受ける予定がある」(5.8%)を合わせても8割に届いていない。

不妊・去勢手術を実施した場合、雌は「望まない妊娠がなくなる」、「卵巣や子宮等の病気を予防できる」、「発情期特有の大きな鳴き声やトイレ以外での排尿等の行動がなくなる」等のメリットがある。雄は「精巣や前立腺等の病気を予防できる」、「雌への興味による性的ストレスを軽減できる」、「発情期特有の大きな鳴き声、無駄吠え等の行動がなくなる」等のメリットがある。

そのため、環境省では犬・猫の飼い主に対して不妊・去勢手術の実施を推奨しているが、「受ける予定はない」は17.2%に上っている。

図表 32 不妊・去勢手術(SA)

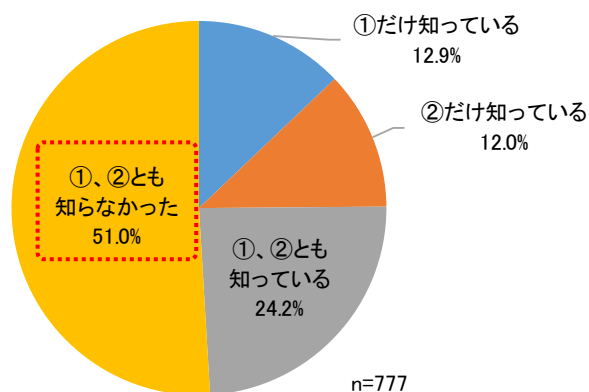


問 32 あなたは、災害等により避難する場合、環境省のガイドライン<sup>12</sup>では「①ペットと一緒に避難する『同行避難』が原則となっていること」や、「②避難所でペットと同じ建物内で過ごせるかどうかは、自治体等に任されていること」を知っていますか。当てはまるものを1つお選びください。

災害等により避難する場合、環境省のガイドラインでは「①ペットと一緒に避難する『同行避難』が原則となっていること」や、「②避難所でペットと同じ建物内で過ごせるかどうかは、自治体等に任されていること」を知っているか聞いたところ、「①、②とも知らなかった」が51.0%で突出して高くなっている。

一方、「①、②とも知っている」は24.2%にとどまっている。

図表 33 災害時のガイドラインの認知度(SA)



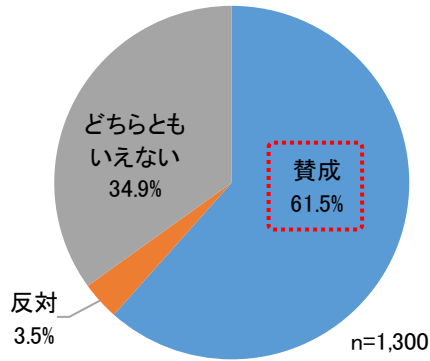
12 環境省のガイドライン:2018年に環境省が発行した「人とペットの災害対策ガイドライン」のこと。

■ 犬・猫との共生について

問 45 あなたは、自分の住む地域において、野良猫の問題が起こった時の対策として、地域猫活動を行うことをどう思いますか。当てはまるものを1つお選びください。

地域猫活動を行うことをどう思うか聞いたところ、「賛成」が61.5%と突出して高く、「反対」(3.5%)を大きく上回っている。

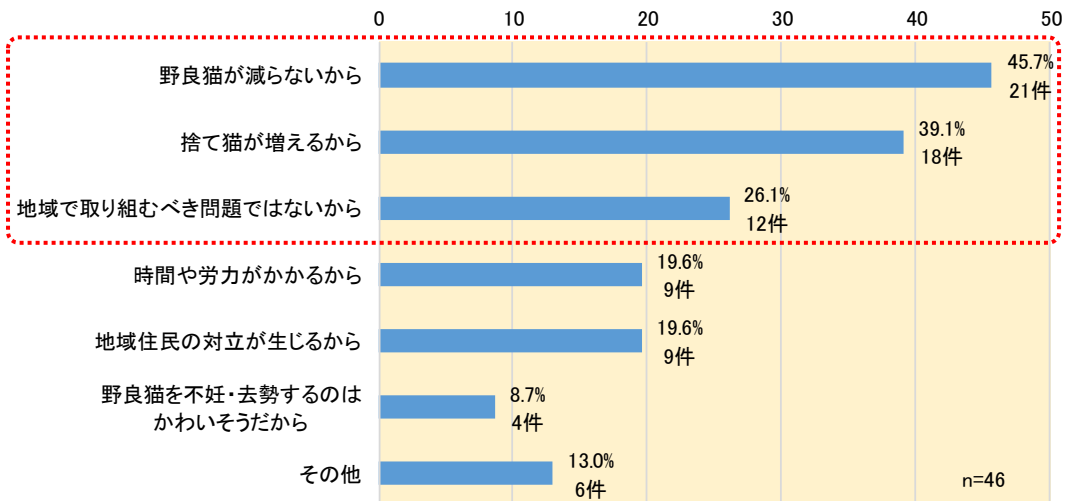
図表 34 地域猫活動を行うことへの賛否(SA)



問 47 地域猫活動に反対の理由について、当てはまるものをすべてお選びください。

地域猫活動に反対の理由について聞いたところ「野良猫が減らないから」が45.7%で最も高く、以下「捨て猫が増えるから」(39.1%)、「地域で取り組むべき問題ではないから」(26.1%)などとなっている。地域猫＝野良猫という、誤った印象が持たれていることが分かる。

図表 35 地域猫活動に反対の理由(MA)



■自由意見

問 48 ペットについて何かご意見や行政(国・県・市町村等)へのご要望があればご記入ください。

ペットに関する意見や行政への要望について自由に記入してもらったところ、365 人から様々な意見が寄せられた。項目別の意見の件数は以下のとおりである。なお、1人が複数の項目にわたる意見を記入している場合は、それぞれを1件として件数を数えた(P.137 以降に主な意見を項目別に掲載)。

図表 36 項目別意見数(延べ件数)

(n=365)

項目		件数
1. 行政に対する 意見・要望	① 飼い主に対する法・規制の導入・強化	70
	② 殺処分の削減	46
	③ 飼い主・住民に対する情報提供・啓発の強化	37
	④ 事業者に対する法・規制の導入・強化	36
	⑤ 飼い主に対する補助制度の創設・拡充	24
	⑥ 自治体の対応への不満	12
	⑦ 動物愛護の推進	11
	⑧ 避難所におけるペット対応の充実	7
	⑨ 飼い主不明犬・猫の譲渡推進	7
	⑩ 地域猫活動への対応	7
	⑪ 野良猫による糞(ふん)・尿被害への対策強化	7
	⑫ その他	37
小計		301
2. 飼い主に対する 意見・要望	① 飼育マナーの改善	46
	② 終生飼育の徹底	35
	小計	81
3. その他	① その他	52
合計		434



## (2) 自治体アンケート

### ① 調査票 A : 動物担当部署

#### ■ ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する問題

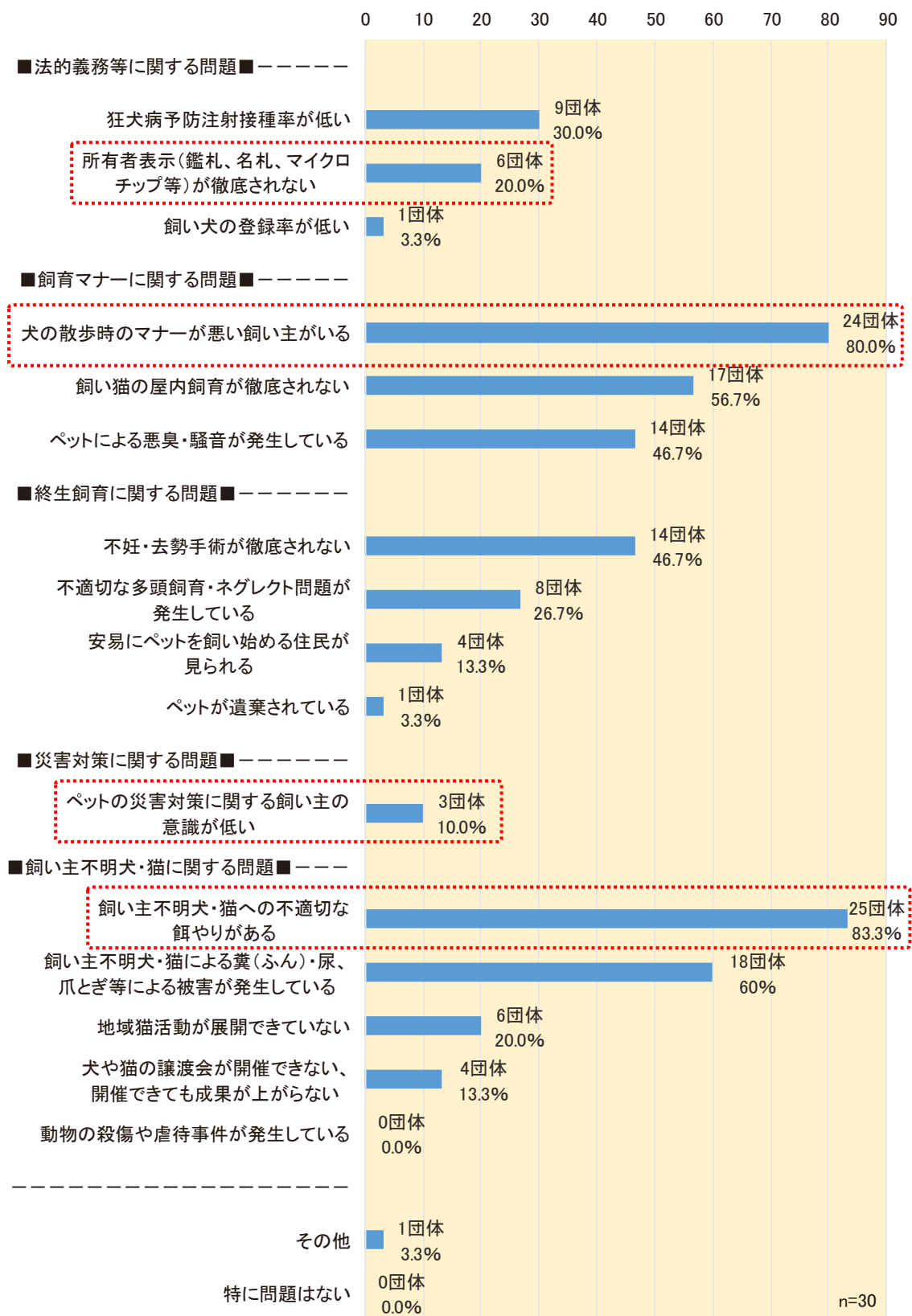
問1-1 貴自治体ではペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関してどのような問題がありますか。当てはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関してどのような問題があるか聞いたところ、「飼い主不明犬・猫への不適切な餌やりがある」(83.3%)と「犬の散歩時のマナーが悪い飼い主がいる」(80.0%)が突出して高くなっている。これらを含め「飼育マナー」や「飼い主不明犬・猫」に関することで行政への苦情につながりやすい問題の割合が比較的高い傾向が見られる。

一方、大規模災害が発生した被災地ではペットとの同行避難に係るトラブルやペットの逸走等の問題が生じているが、「ペットの災害対策に関する飼い主の意識が低い」(10.0%)や「所有者表示(鑑札、名札、マイクロチップ等)が徹底されない」(20.0%)は比較的割合が低く、潜在的な問題については自治体の関心が低い可能性がある。



図表 37 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する問題(MA)



## ■ 飼い主や住民に対する犬・猫に関する啓発

問3-1 貴課では、飼い主や住民に対する犬・猫に関する啓発を、どのような方法で行っていますか。以下の表に掲げる①～⑤の項目ごとに、取り組んでいるものをすべてお選びください。  
(①～⑤の項目ごとにいくつでも)

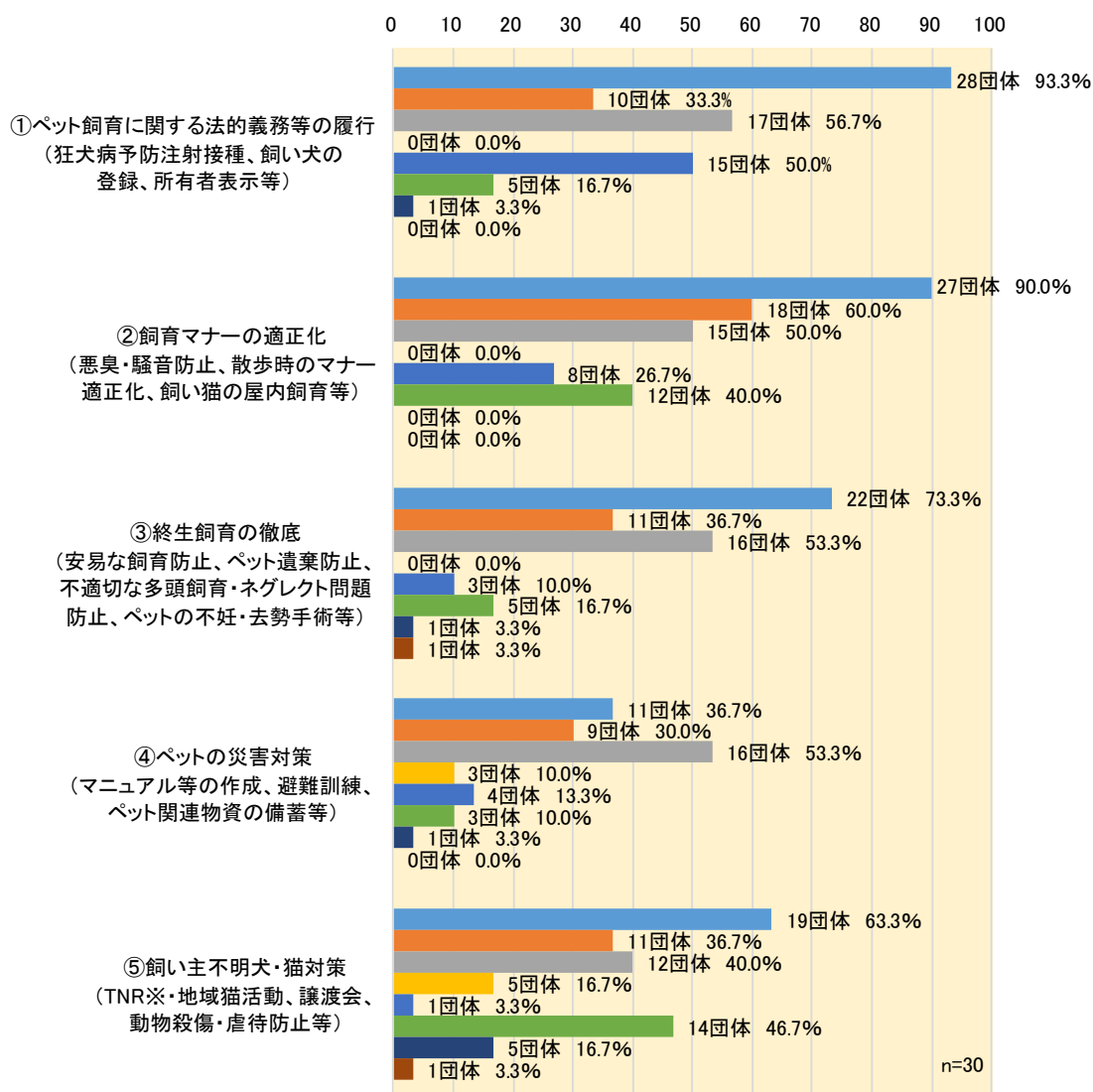
飼い主や住民に対する犬・猫に関する啓発をどのような方法で行っているか、5つの項目に分けて聞いたところ、「市町村の広報紙やホームページにおける情報発信」の割合が「①ペット飼育に関する法的義務の履行」(93.3%)や「②飼育マナーの適正化」(90.0%)など4項目において最も高くなっている。

「国・都が作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示」はすべての項目において40～50%台となっており、動物行政に携わる人員に限りがある中で、国・都が作成したチラシ・冊子・ポスター等を積極的に活用している様子がうかがえる。

「イベント・講座等を開催」は「⑤飼い主不明犬・猫対策」や「②飼育マナーの適正化」で割合が比較的高い。

「自治会・町会との連携・意見交換」は3つの項目で0%となるなど全体的に割合が低く、飼い主や住民に対する効果的な啓発の観点で課題の可能性がある。

図表 38 飼い主や住民に対する犬・猫に関する啓発(MA)



※TNR: 飼い主不明犬・猫を捕獲し(Trap)、不妊・去勢手術を行い(Neuter)、元の場所に戻す(Return)取組

- 市町村の広報紙やホームページにおける情報発信
- 独自に作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・提示
- 国・都が作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示
- 自治会・町会との連携・意見交換
- 飼い主への文書による通知
- イベント・講座等を開催
- 特に啓発は行っていない
- 無回答

## ■連携したことがある主体と今後連携したい主体

問4-1 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する取組における他の主体との連携状況についてお聞きします。以下の表に掲げる①～⑤の項目について、貴課が連携したことがある主体(実績)と今後連携したい主体(希望)をすべてお選びください。(①～⑤の項目ごとにいくつでも)

### 連携したことがある主体(実績)

ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する取組において連携したことがある主体について聞いたところ、次のとおり各項目に応じた主体と連携していることが確認できた。

「①ペット飼育に関する法的義務の履行」については、「獣医師会・動物病院」が 83.3%で突出して高い。

「②飼育マナーの適正化」については、「都」(56.7%)や「動物愛護団体・ボランティア」(46.7%)の割合が比較的高い。

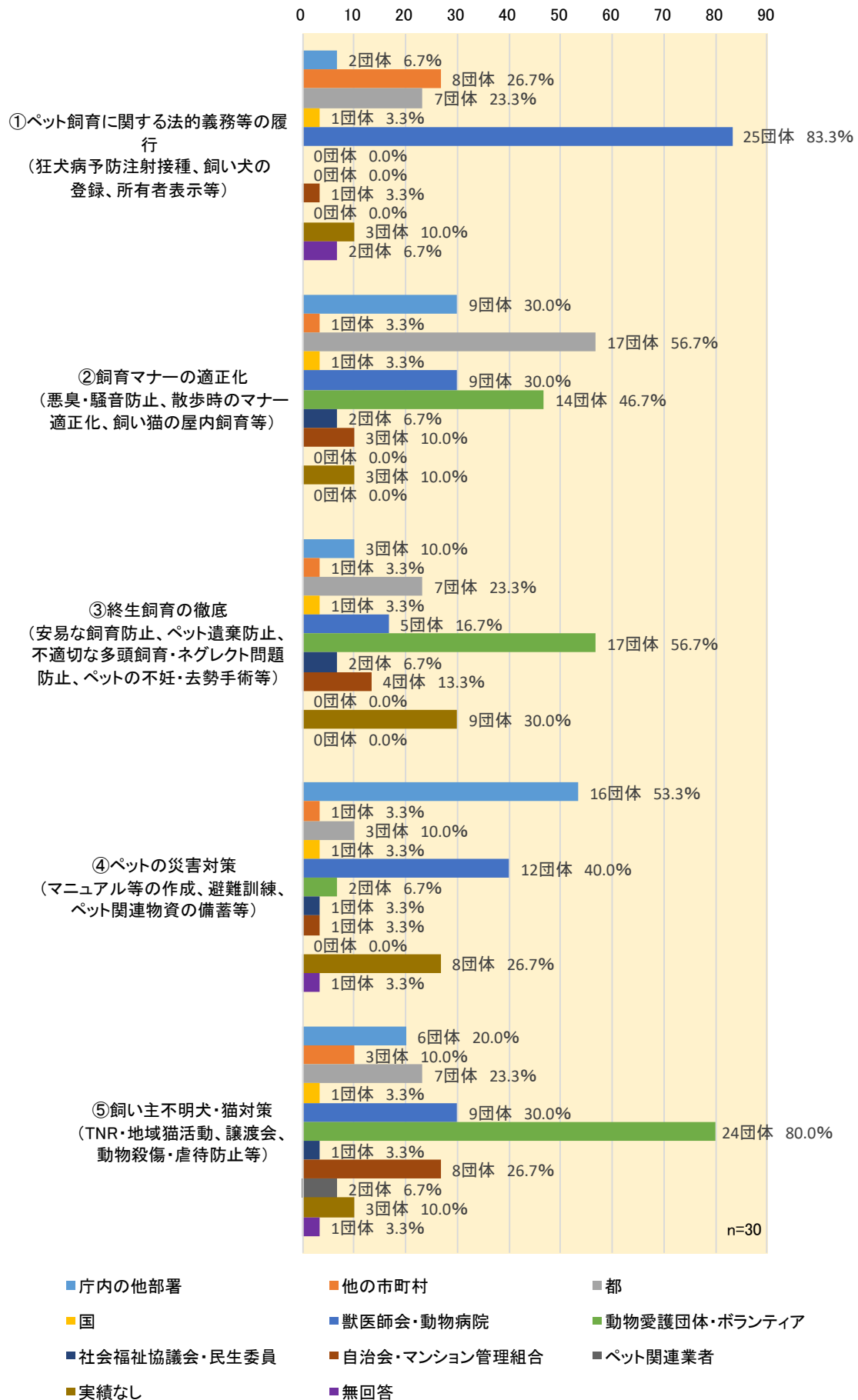
「③終生飼育の徹底」については、「動物愛護団体・ボランティア」が 56.7%で突出して高い。

「④ペットの災害対策」については、「庁内の他部署」(53.3%)や「獣医師会・動物病院」(40.0%)の割合が比較的高い。

「⑤飼い主不明犬・猫対策」については、「動物愛護団体・ボランティア」が 80.0%で突出して高い。

一方、「③終生飼育の徹底」や「④ペットの災害対策」では「実績なし」の割合が比較的高い。

図表 39 連携したことがある主体(MA)



---

### 今後連携したい主体(希望)

ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する取組において今後連携したい主体について聞いたところ、「獣医師会・動物病院」や「動物愛護団体・ボランティア」、「都」の割合が比較的高くなっている。

「獣医師会・動物病院」は5項目すべてで 20%以上、「動物愛護団体・ボランティア」は3項目で 30%以上、「都」は4項目で 20%以上となっている。

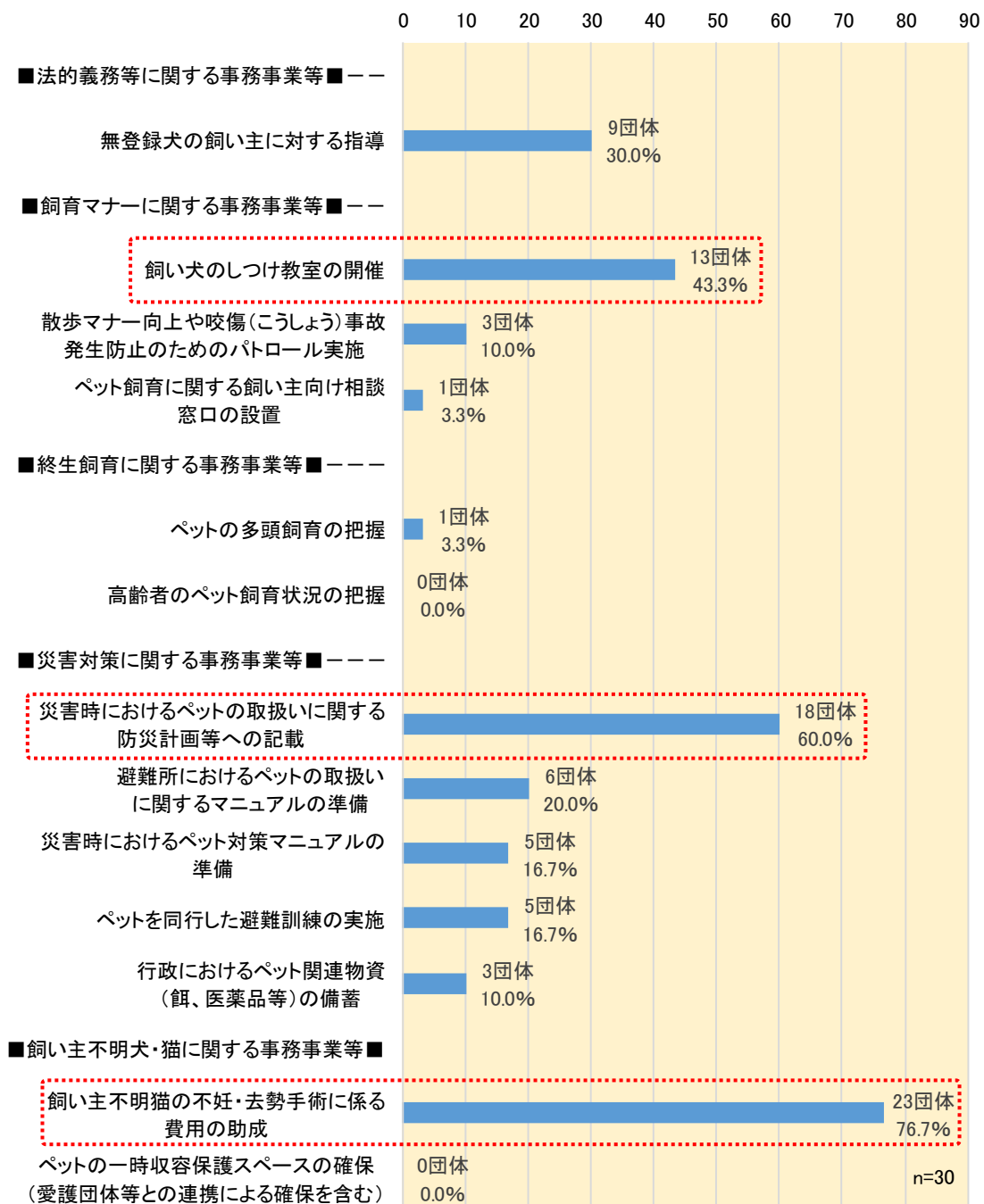


■ ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等

問5-1 以下の表に掲げるペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等(1~13)について、貴自治体において取り組んでいるものをすべてお選びください。(いくつでも)

取り組んでいるペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等について聞いたところ、「飼い主不明猫の不妊・去勢手術にかかる費用の助成」が76.7%で最も高く、以下「災害時におけるペットの取扱いに関する防災計画等への記載」(60.0%)、「飼い犬のしつけ教室の開催」(43.3%)などとなっている。

図表 41 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等(MA)



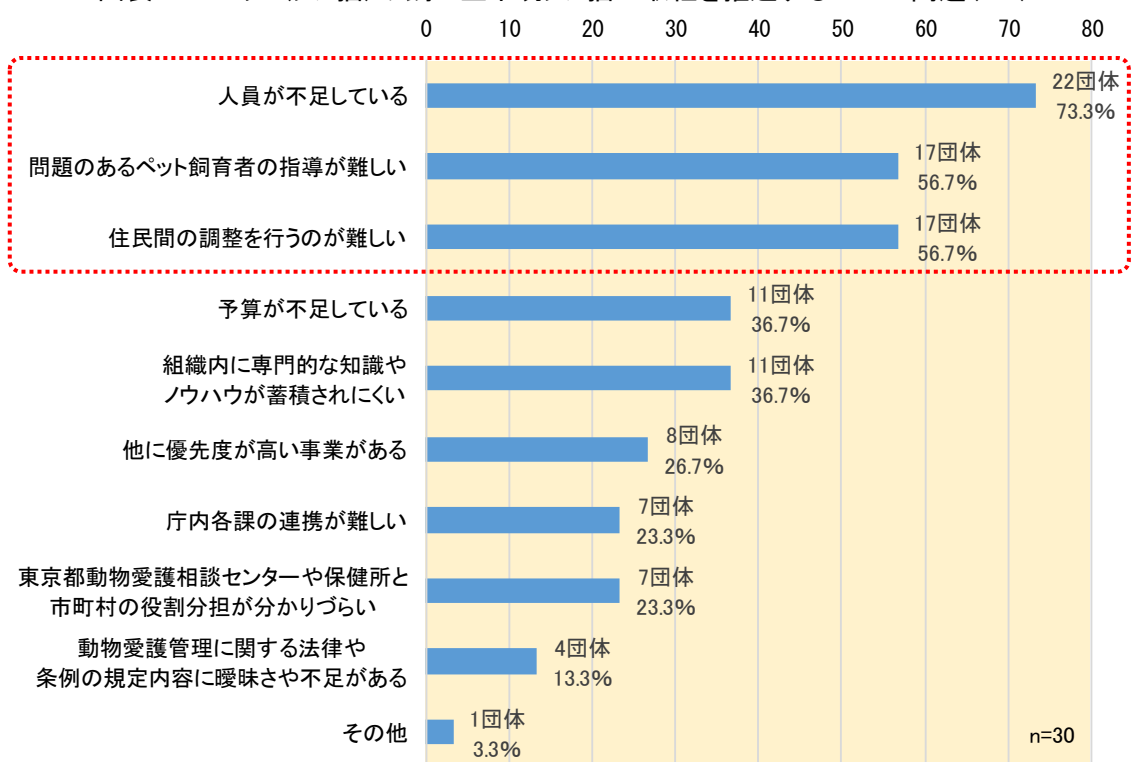


■ ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫の取組を推進する上での問題

問7 貴自治体ではペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する取組を推進する上でどのような問題がありますか。当てはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する取組を推進する上でどのような問題があるか聞いたところ、「人員が不足している」が73.3%で最も高く、次いで「問題のあるペット飼育者の指導が難しい」と「住民間の調整を行うのが難しい」といった住民への対応に関する項目がともに56.7%となっている。

図表 42 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫の取組を推進する上での問題(MA)



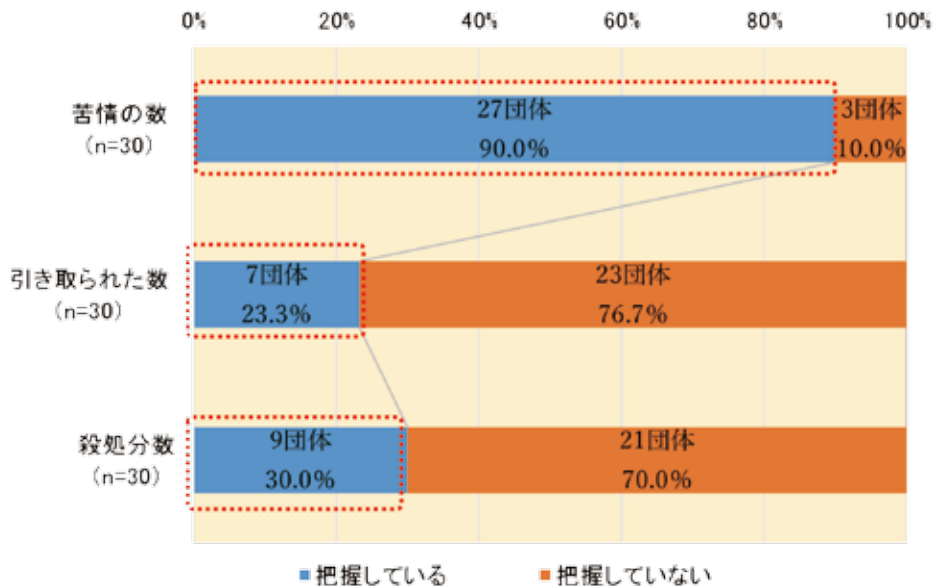
■ 苦情の数、保健所等に引き取られた数及びその殺処分数

問9-1 貴自治体では、ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫(以下「ペット等」という)に関する苦情の数や、貴自治体の住民が飼育していたペット等が保健所等に引き取られた数及びその殺処分数を把握していますか。当てはまるものをお選びください。(1つだけ)  
 また、把握している場合、苦情の数、引き取られた数、殺処分数の過去3年間における増減(犬・猫の合計)はいかがですか。当てはまるものをお選びください。(1つだけ)

苦情の数、引き取られた数、殺処分数の把握状況

ペット等に関する苦情の数や住民が飼育していたペット等が保健所等に引き取られた数及びその殺処分数を把握しているか聞いたところ、「把握している」の割合は「苦情の数」が90.0%、「引き取られた数」が23.3%、「殺処分数」が30.0%となっている。

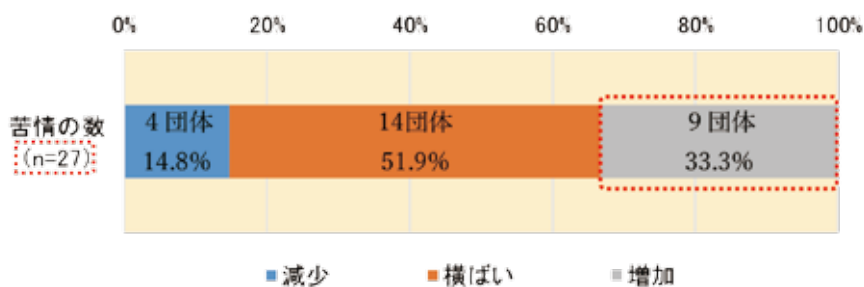
図表 43 苦情の数、引き取られた数、殺処分数の把握状況(SA)



苦情の数の過去3年間における増減

「把握している」団体が多かった「苦情の数」について、過去3年間における増減(犬・猫の合計)を見ると、「増加」が33.3%を占めており、「減少」(14.8%)を大幅に上回っている。

図表 44 苦情の数の過去3年間における増減(SA)



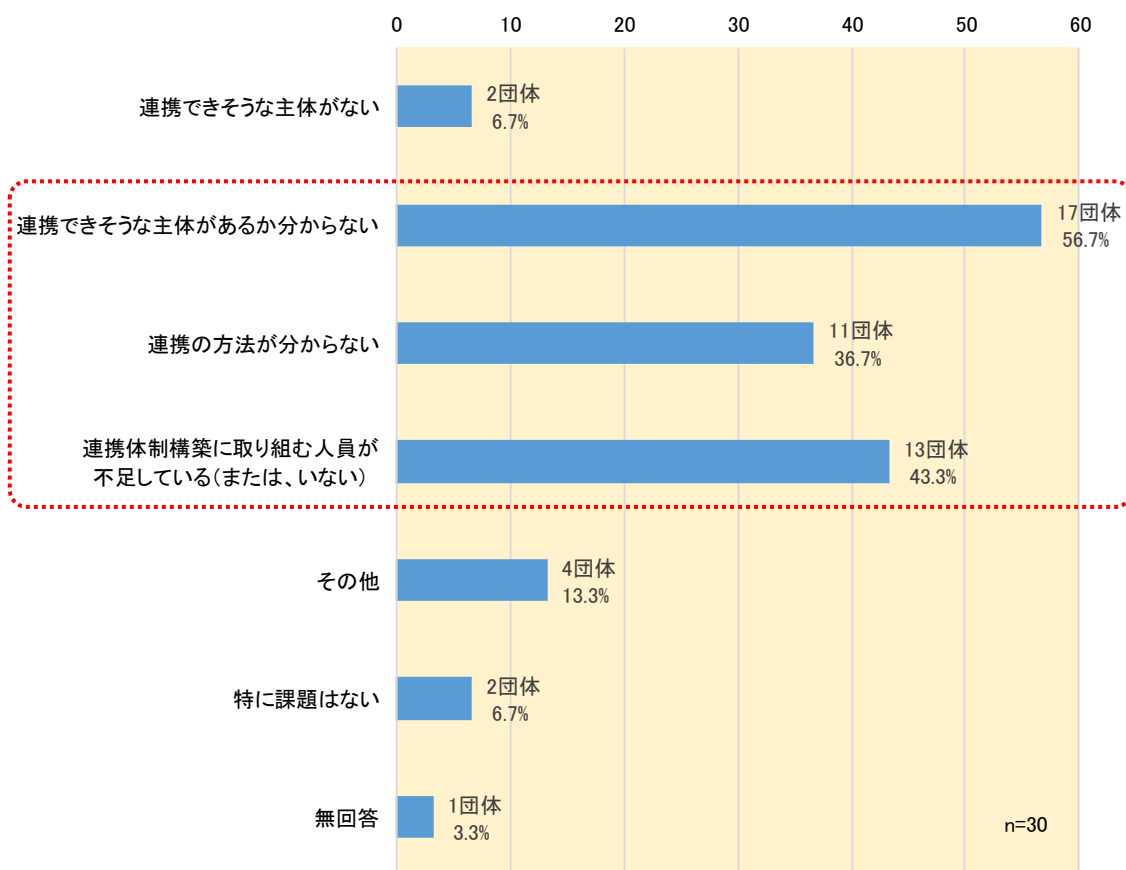
■ 庁外の主体と新たな連携体制を構築する必要がある場合の課題

問11 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に係る問題で庁外の主体と新たな連携体制を構築する必要がある場合、どのような課題があると考えますか。当てはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

庁外の主体と新たな連携体制を構築する必要がある場合、どのような課題があるか聞いたところ、「連携できそうな主体があるか分からない」が56.7%で最も高く、以下「連携体制構築に取り組む人員が不足している(または、いない)」(43.3%)、「連携の方法が分からない」(36.7%)などとなっている。

「その他」を選択した団体の自由記入の内容は、「既に取り組んでいる(ペット連絡会議)」、「動物愛護相談センターと連携していく必要があると考える」、「自治体内に連携できるボランティア団体等がないため、外で探す必要がある」等となっている。

図表 45 庁外の主体と新たな連携体制を構築する必要がある場合の課題(MA)



## ② 調査票 B：防災担当課、高齢福祉担当課、障害福祉担当課、生活福祉担当課

### ■他の部署等と連携したいこと

問2 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に係る問題で他の部署や各種団体、民間事業者、住民等と連携したいことがありましたら、どの主体とどのようなことで連携したいかを記入してください。

ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に係る問題で連携したい主体や連携したいことを自由記入方式で聞いたところ、延べ 53 件の回答があった。

なお、1つの回答において連携したい主体や連携したい事項が複数記載されていた場合はそれぞれを1件として件数を数えたため、連携したい主体と連携したい事項の合計数は合致していない。

連携したい主体では「動物愛護団体・ボランティア」が 17 件で最も多く、次いで「獣医師会・動物病院」(10 件)となっている。

連携したい事項では「ペットの引き取り・一時預かり・世話」が 30 件で最も多く、次いで「ペットの災害対策」(18 件)となっている。

担当課別に見ると、防災担当課は、連携したい主体では「獣医師会・動物病院」(5件)が最も多く、連携したい事項では「ペットの災害対策」(18 件)が最も多い。

高齢福祉担当課は、連携したい主体では「獣医師会・動物病院」と「動物愛護団体・ボランティア」(ともに5件)が最も多く、連携したい事項では「ペットの引き取り・一時預かり・世話」(13 件)が最も多い。

障害福祉担当課は、連携したい主体が様々な主体に及んでおり、連携したい事項では「ペットの引き取り・一時預かり・世話」(7件)が最も多い。

生活福祉担当課は、連携したい主体では「動物愛護団体・ボランティア」(6件)が最も多く、連携したい事項では「ペットの引き取り・一時預かり・世話」(9件)が最も多い。

図表 46 連携したい主体・連携したい事項(自由記入を集計)

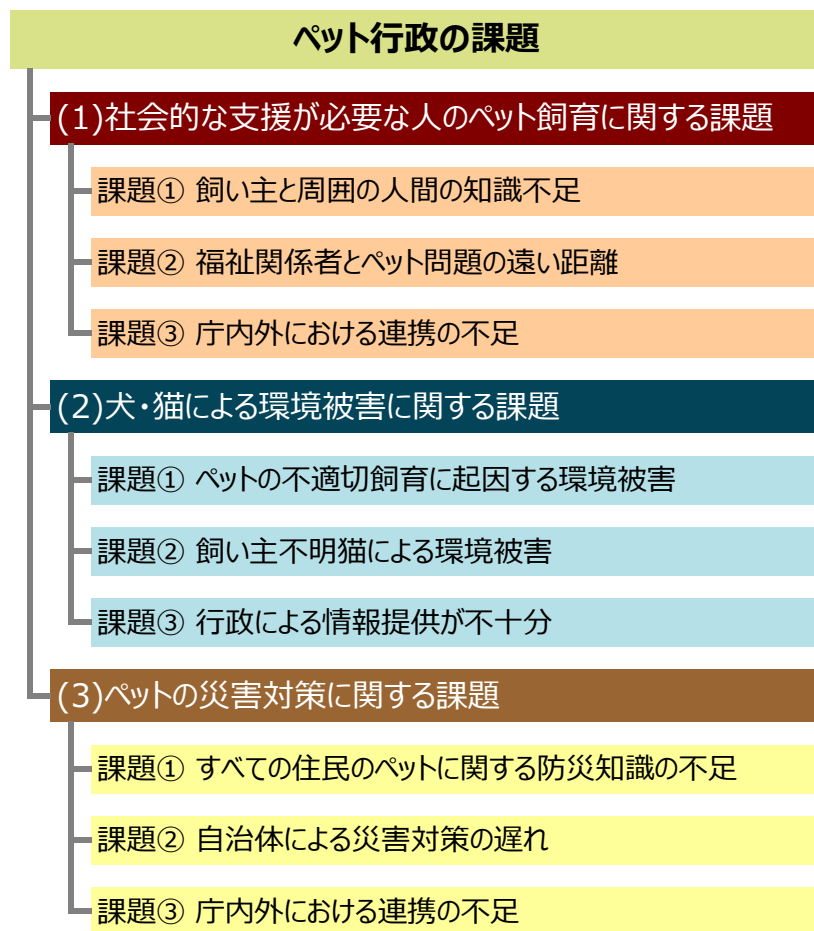
(単位:件)

	連携したい主体										連携したい事項			
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	計	①	②	③	計
	庁内の他部署	都(保健所、動物愛護相談センター等)	獣医師会・動物病院	動物愛護団体・ボランティア	社会福祉協議会	住民・自主防災組織・避難所運営組織	学校(避難所施設管理者)	民間事業者	連携先不明	計	ーペットの引き取り・世話	ペットの災害対策	その他	計
防災担当課	2	1	5	4	0	3	2	2	0	19	1	18	0	19
高齢福祉担当課	2	4	5	5	1	0	0	2	1	20	13	0	2	15
障害福祉担当課	2	1	0	2	2	1	0	0	1	9	7	0	3	10
生活福祉担当課	1	2	0	6	0	0	0	0	0	9	9	0	0	9
計	7	8	10	17	3	4	2	4	2	57	30	18	5	53

## 2.多摩地域におけるペット行政の課題

Ⅱ及びⅢで述べたペット問題や行政施策の現状、Ⅳペット問題の解決に向けた先進事例、Ⅴ-1(1)住民アンケート、Ⅴ-1(2)の自治体アンケートを踏まえて、本項では、ペット行政の課題を「(1)社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題」、「(2)犬・猫による環境被害に関する課題」、「(3)ペットの災害対策に関する課題」に分けて整理する。

図表 47 ペット行政の課題の体系



### (1) 社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題

社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題を整理すると、

- ① 飼い主と周囲の人間の知識不足
- ② 福祉関係者とペット問題の遠い距離
- ③ 庁内外における連携の不足

の3つに集約できる。その詳細は次のとおりである。

## 社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題

## ① 飼い主と周囲の人間の知識不足

東京都動物愛護相談センターによると、飼い主からの動物の引取りは、飼い主の健康問題を理由とするものが約7割を占めている(P.17 参照)。また、動物愛護団体に対するヒアリング調査等でも、ペットの引取り依頼が増えているとの話が聞かれ、その当事者となっているのは、健康や経済状況に不安を持つ社会的な支援が必要な人や、ひきこもりの傾向があり地域から孤立している人、独居の高齢者などであるとのことだった。

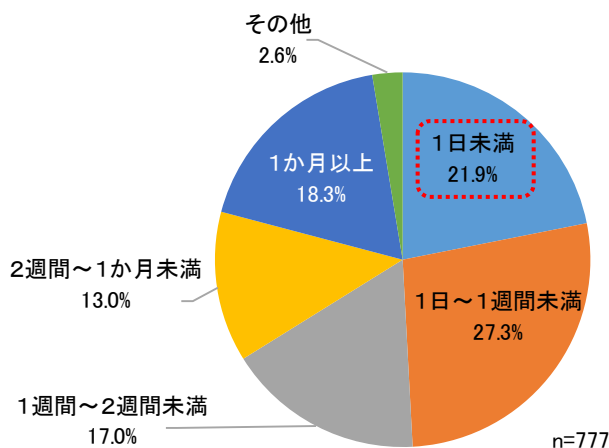
動物を終生に渡って飼育するためには、飼い主の健康や収入が持続することが求められるが、住民アンケートの結果を見ると、全世代のうち、犬や猫を衝動的に飼い始めたと思われる人(購入等に要した期間を「1日未満」と回答した人)が2割を超えているのに加え、犬や猫を飼えなくなった場合の対処方法を考えていない人が3割強に上っている。行政では、ホームページや啓発チラシ等により、住民に終生飼育を呼びかけているが、こうした情報発信は現状では十分に機能していないものと考えられる。

本来は、飼い主や家族など周囲の人間が、責任を十分に認識してからペットを飼い始めなくてはならないが、現状、漫然と飼育を続けている人が少なくないものと見られる。そうした人達に飼い主の自覚を持ってもらい、終生飼育に向けた行動を促すことが求められる。

## 📌 課題抽出の根拠

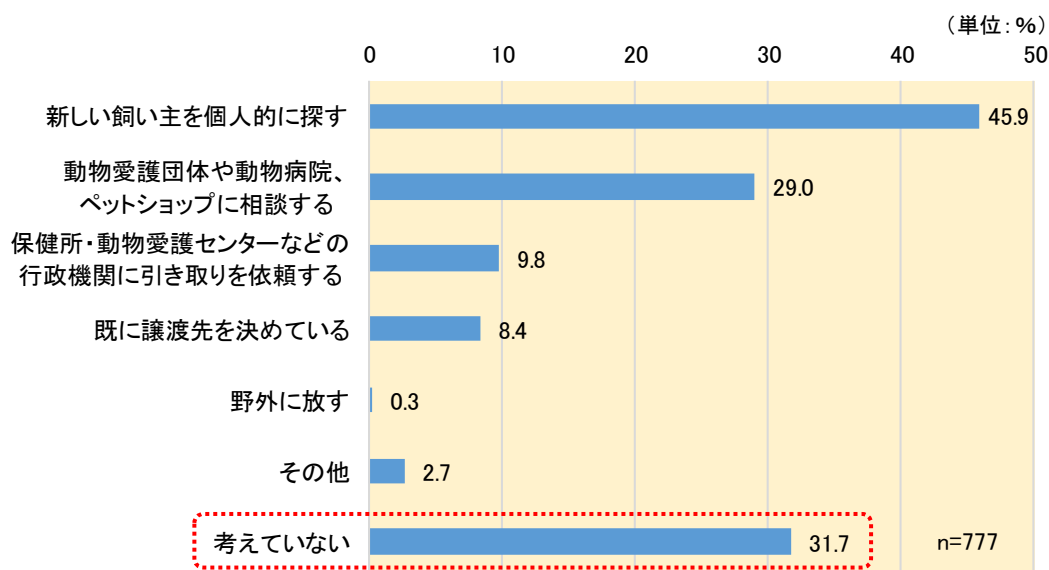
統計データ(東京都動物愛護相談センター)、先進事例調査(どうぶつがかり)、有識者ヒアリング(長野県社会福祉協議会)、住民アンケート、ケーススタディ

図表 48 犬や猫の購入等に要した期間(SA)



(出典)住民アンケート

図表 49 犬や猫を飼えなくなった場合の対応(MA)



(出典)住民アンケート

## 社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題

### ② 福祉関係者とペット問題の遠い距離

自治体アンケートでは、解決に苦慮した内容として社会的な支援が必要な人を当事者とする多頭飼育崩壊や、当事者の健康悪化等によって飼っていたペットの飼育継続に支障が生じた事案が多く挙げられていた。福祉事業者や行政の福祉担当部署において、ペットに関する問題が見過ごされれば、問題が深刻化し、行政の動物担当部署や住宅担当部署における対応が難しくなるほか、住民の健康や経済状況に悪影響を及ぼすことも懸念される。

こうした事態を改善するには、先進事例調査や自治体ヒアリング、ケーススタディ(P.115 参照)で確認されたように、当事者に直接的に関わっている**福祉関係者に対し、社会的な支援が必要な人の飼育するペットに関するトラブルの内容や対応方法、問題解決に向けて連携できる協力先等について、周知を図る**ことが求められる。

自治体の福祉担当部署では、担当している住民がペットに関して問題を抱えていることに気づいたとしても、業務多忙の中で問題への積極的な関与は難しいのが現状かもしれない。しかし、ペットの問題が見過ごされた場合、飼い主である住民の健康や経済状況の悪化など、より深刻な事態を惹起する恐れがある。

#### 📌 課題抽出の根拠

自治体アンケート、先進事例調査(環境省動物愛護管理室、川崎市動物愛護センター、新潟市動物愛護センター、こうが人福祉・動物福祉協働会議、どうぶつがかり、立川市環境対策課・生活福祉課)、ケーススタディ



図表 50 行政が解決に苦慮した事案の当事者、原因、問題の内容(自由記入を集計)

(単位:件)

当事者		件数	原因	件数	問題の内容	件数
A	高齢者	26	イ 飼い主の入院・入所・死亡・失踪・逮捕等	20	① 引き取り先・一時預かり先なし	24
B	生活保護受給者	20	ロ 不適切飼育、飼い主の飼育力低下	9	② 生活環境悪化	10
C	その他支援が必要な人	4	ハ 多頭飼育崩壊	9	③ 経済状態悪化、住居立ち退き要請	5
			ニ その他	4	④ その他	4

(出典) 自治体アンケート

### 社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題

#### ③ 庁内外における連携の不足

自治体アンケートにおいて多摩地域でも発生していることが確認された多頭飼育崩壊は、対応が遅れるほど問題が深刻化し、解決方法の選択枝の幅や時間的余裕がなくなることから、早期発見が極めて重要となる。問題の当事者が、社会的な支援が必要な人の場合は、なおさらである。

しかし、自治体ヒアリングでは、問題を早期に察知できる立場にある福祉担当部署から動物担当部署にペット問題に関する情報が迅速に提供されるケースは少なかった。また、動物愛護団体からは、当事者の入院直前のペット引取依頼など、**問題が切迫してから相談される事案が多く**、そうした場合は、引取り先を探す時間的余裕がないなど、**対応が極めて難しい**との話が聞かれた。

先進事例調査やケーススタディで確認されたように、**社会的な支援が必要な人に係るペット問題は、関係者がそれぞれの知見を持ち寄ることで解決が可能となる**ことから、各主体が問題の芽を見逃さないよう努めるとともに、**庁内各課及び庁外の各主体の情報共有を進め、連携を強める**ことが求められる。

#### 👉 課題抽出の根拠

先進事例調査(環境省動物愛護管理室、川崎市動物愛護センター、こうが人福祉・動物福祉協議会、新潟市動物愛護センター、どうぶつがかり)、有識者ヒアリング(長野県社会福祉協議会)、ケーススタディ

## (2) 犬・猫による環境被害に関する課題

他人が飼育している犬・猫や飼い主不明猫の糞(ふん)・尿や鳴き声、臭い等による環境被害に関する課題を整理すると、

- ①ペットの不適切飼育に起因する環境被害
- ②飼い主不明猫による環境被害
- ③行政による情報提供が不十分

の3つに集約できる。その詳細は次のとおりである。

### 犬・猫による環境被害に関する課題

#### ① ペットの不適切飼育に起因する環境被害

住民アンケートでは、犬の散歩中のトイレ(尿)について何もしていない(そのまま放置している)人や飼い猫を屋外に出している人が2割を超える結果であった。

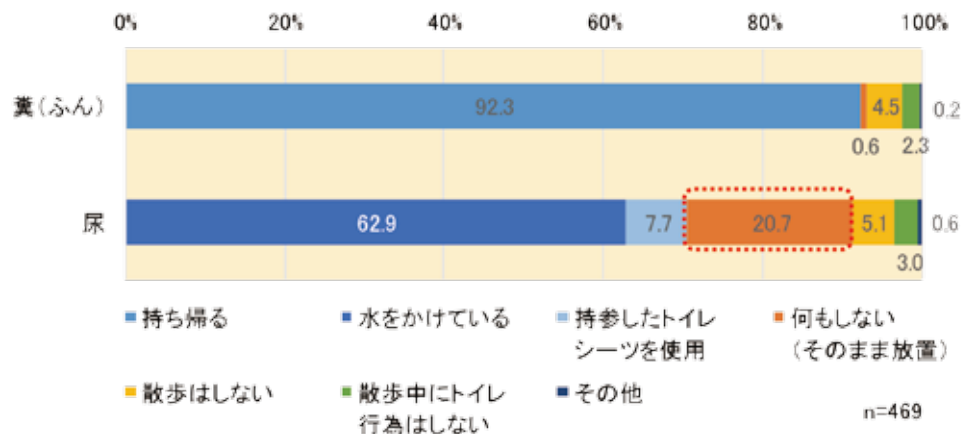
また、東京都福祉保健局が集計した動物に関する苦情件数では、「汚物・汚水等」が突出して多く、次いで「鳴き声」となっている(P.18 参照)。このようにペットの不適切な飼育が生活環境に悪影響を及ぼす中、住民アンケートでは、行政に飼い主に対する法・規制の導入・強化等を、飼い主には飼育マナーの改善を求める声が多かった(P.55 参照)。

行政においては、犬や猫による環境被害を防止するために、**飼い主に対する啓発の取組を強化することにより意識や飼育マナーの改善を図る**ほか、**地域において問題を解決できるよう地域コミュニティの活性化を図る**ことが求められる。

#### 👉 課題抽出の根拠

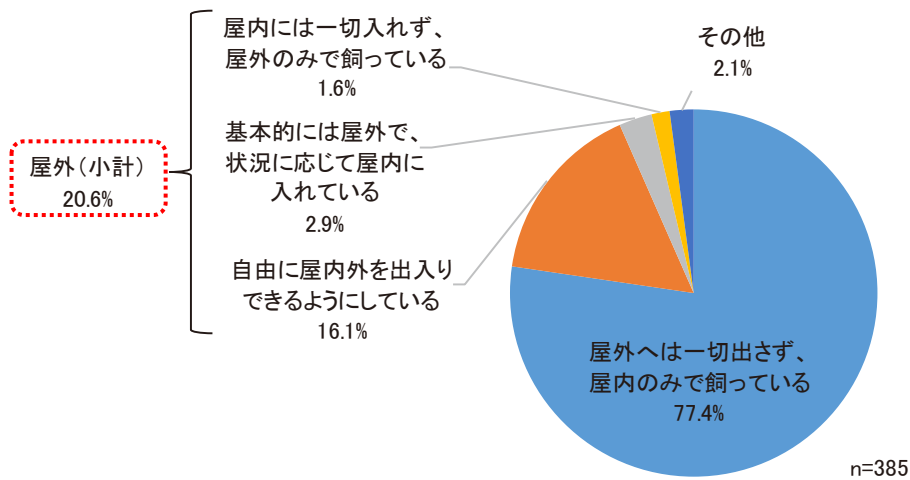
住民アンケート、統計データ(東京都福祉保健局)、自治体ヒアリング(立川市環境対策課)

図表 51 犬の散歩中のトイレ(SA)



(出典)住民アンケート

図表 52 猫の飼育状況(SA)



(出典)住民アンケート

犬・猫による環境被害に関する課題

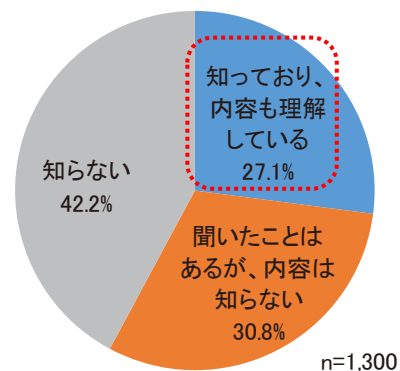
② 飼い主不明猫による環境被害

住民アンケートでは、飼い主不明猫等に関するトラブルは、増えていると感じている人が減っていると感じている人を上回っている(P.135 参照)のに加え、飼い主不明猫による糞(ふん)・尿被害への対策強化を求める意見が寄せられた(P.55 参照)。一方、動物愛護センターや保健所に引き取られる動物には飼い主不明の子猫が多い(P.17 参照)。したがって、生活環境の保全に加え、動物の殺処分削減の観点からも、飼い主不明猫を削減する取組が求められる。

また、自治体ヒアリングや先進事例調査で確認したとおり、飼い主不明猫対策では地域猫活動で成果を上げている自治体が少なくないが、従来、飼い主不明猫対策は餌やりを禁止するものであったのに対し、地域猫活動は猫を地域で管理するものであることから、活動の推進にあたり住民の混乱が懸念される。

実際、住民アンケートにおいても、地域猫活動について「知っており、内容も理解している」人は3割弱にとどまっていることから、**地域猫活動を円滑に推進し成果を上げるためには、動物愛護団体等との連携も検討しながら、十分に地域住民の理解を得て取り組むことが求められる。**

図表 53 地域猫活動の認知(SA)



(出典)住民アンケート

👉 課題抽出の根拠

住民アンケート、自治体ヒアリング(立川市環境対策課)、先進事例調査(環境省動物愛護管理室、長野県上田市生活環境課)、有識者ヒアリング(公益財団法人どうぶつ基金)

## 犬・猫による環境被害に関する課題

### ③ 行政による情報提供が不十分

自治体アンケートでは、行政が広報紙やホームページ、チラシ・冊子など、様々な方法により、ペットの飼育マナーの徹底や、飼い主不明猫への対策等について啓発していることが確認された(P.59 参照)。

しかし、前述のとおり、「①ペットの不適切飼育に起因する環境被害」や「②飼い主不明猫による環境被害」が生じていることから、行政による呼びかけがペットの飼い主や飼い主不明猫に餌やりをする人の意識や行動の改善にはつながっておらず、行政による情報提供は十分でない可能性がある。行政が住民に知らせたい情報については、単に住民が情報にアクセスできる状態にしておく(可視化)のにとどまらず、**情報が確実に住民に届くような取組を講じ(見える化)、住民の適切な行動に結び付くようにする**ことが求められる。その際、情報を届けたいターゲットによって、適切な媒体(SNS、ホームページ、広報紙、チラシ・冊子等)を利用することも必要である。

また、自治会等に出向いての環境保全への協力依頼や、ペットや飼い主不明猫に関するガイドラインの策定・周知など、**他の自治体で成果が見られる取組も参考にしながら、より積極的な情報発信を行う**ことが求められる。

#### 課題抽出の根拠

自治体アンケート、住民アンケート、先進事例調査(長野県上田市生活環境課)、自治体ヒアリング(立川市環境対策課)

### (3) ペットの災害対策に関する課題

平時においてペットについて行うべき災害に対する備えや災害発生時におけるペットの取扱いに関する課題を整理すると、

- ①すべての住民のペットに関する防災知識の不足
- ②自治体による災害対策の遅れ
- ③庁内外における連携の不足

の3つに集約できる。その詳細は次のとおりである。

#### ペットの災害対策に関する課題

##### ① すべての住民のペットに関する防災知識の不足

住民アンケートによると、ペット飼育上の不安として災害時の取扱方法を挙げる人が4割で最も高くなっているが、犬や猫のための防災対策をしていない人やペットとの同行避難等を考えていない人がともに約4割に上っているなど、ペット飼育者の防災意識は総じて希薄である。

また、自治体アンケートによると、行政では主に「国・都が作成したチラシ・冊子・ポスター等の配布・掲示」(30 団体中 16 団体)や「市町村の広報紙やホームページにおける情報発信」(同 11 団体)により、ペットの災害対策を呼びかけている(P.59 参照)が、飼い主の具体的な行動にはつながっていないと見られる。

一方、東京都動物愛護相談センターは、災害時にはペットに関する一定の対応を行うが、都民の自助が基本となるとしており、実際に大規模災害が発生した自治体へのヒアリング調査でも、発災時は人の救援や安全確保が優先されるため、ペットまで対応が行き届かないとの話があった。

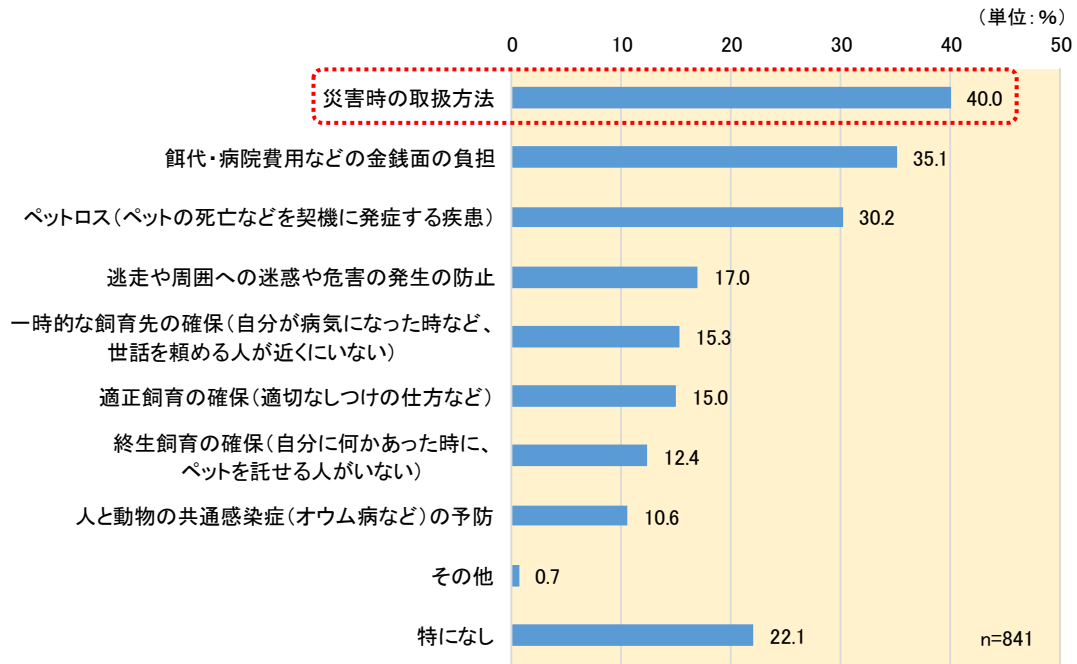
したがって自治体には、飼い主が災害発生時においてもペットと自らの安全や心身の健康を確保できるよう、**ペットの餌等の備蓄や嫌がらずにケージに入るしつけ等の対策をあらかじめ講じておくよう促す**取組が求められる。

また、住民アンケートでは、災害が発生した際、ペットとの同行避難が原則となっていることを知らない飼い主の合計が6割強に上っており(P.53 参照)、ペットを飼っていない人については、同行避難に関する認知度はさらに低いと見られる。大規模災害が発生した被災地では、飼い主と飼い主以外の住民との間で避難所におけるペットの取扱いについてトラブルが生じていることから、ペットを飼っていない人に対しても、災害時のペット対応について、啓発を図ることが求められる。

#### 📌 課題抽出の根拠

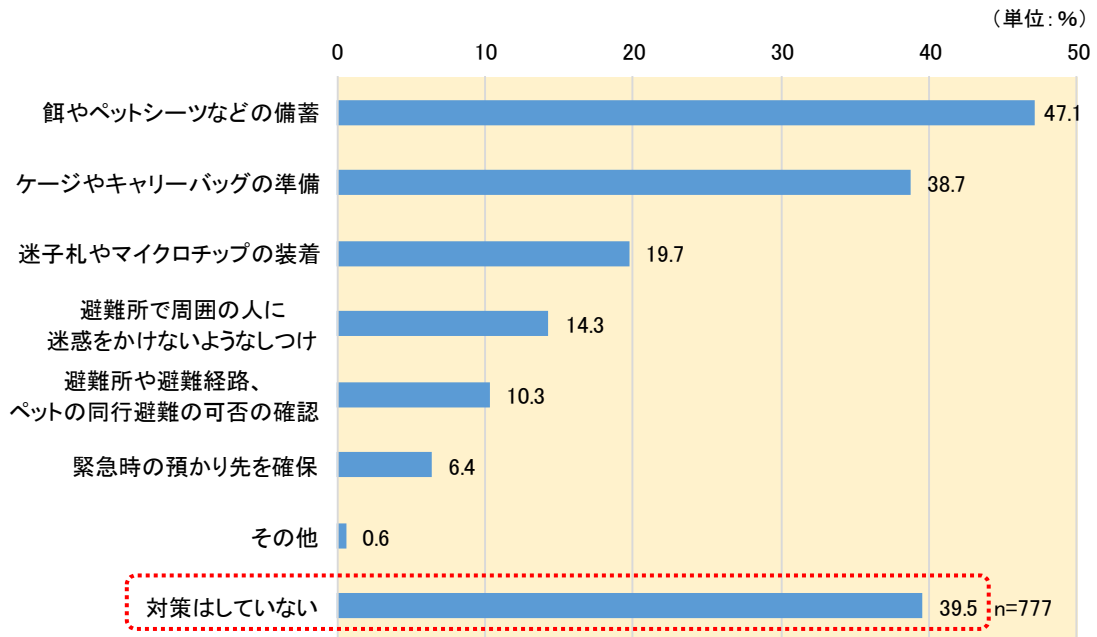
住民アンケート、自治体アンケート、有識者ヒアリング(株式会社危機管理教育研究所)、先進事例調査(東京都動物愛護相談センター、熊本市動物愛護センター、熊本県上益城郡益城町危機管理課)

図表 54 ペット飼育上の不安(MA)



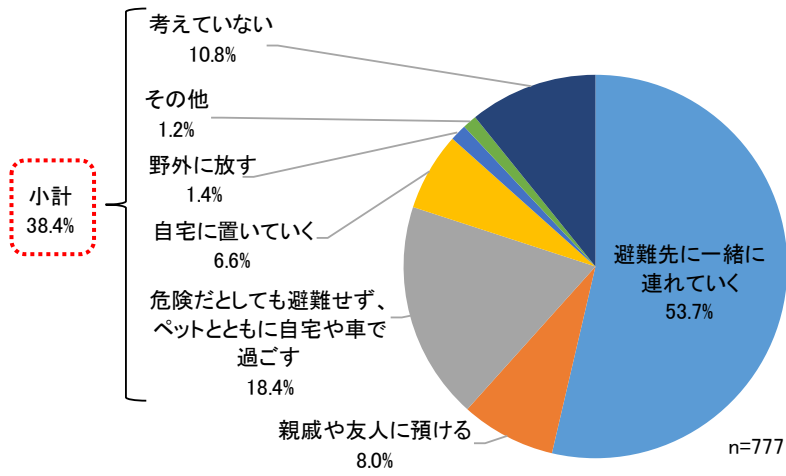
(出典)住民アンケート

図表 55 犬や猫のための防災対策(MA)



(出典)住民アンケート

図表 56 災害時の犬や猫の取扱い(SA)



(出典)住民アンケート

## ペットの災害対策に関する課題

### ② 自治体による災害対策の遅れ

自治体アンケートによると、災害発生時におけるペットの取扱いが今後問題になりそうとする自治体が9割に上っている(P.149 参照)。

実際に大規模災害に見舞われた自治体では、住民が飼育していたペットの逸走や避難所におけるペットの取扱いをめぐる住民間のトラブルなど、さまざまな問題が矢継ぎ早に生じ、限られた人員でその対応に追われている。

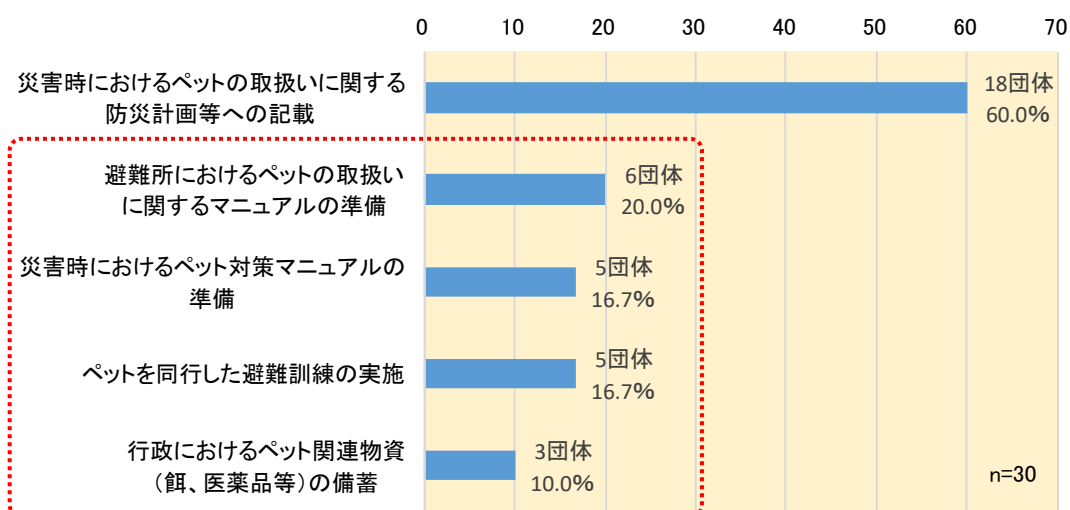
また、自治体アンケートによると、「避難所におけるペットの取扱いに関するマニュアルの準備」や「災害時におけるペット対策マニュアルの準備」等は取り組んでいる自治体が2割以下となっている。

災害発生時にペット関連の問題の対応に追われないよう、これまで**他の地域で発生した災害の教訓を生かしながら、災害への対応力を強化**することが求められる。

#### 📌 課題抽出の根拠

自治体アンケート、有識者ヒアリング(株式会社危機管理教育研究所)、先進事例調査(熊本市動物愛護センター、熊本県上益城郡益城町危機管理課、川崎市動物愛護センター、新潟市動物愛護センター)

図表 57 ペット(犬・猫)や飼い主不明犬・猫に関する事務事業等(MA、P.64 図表 41 の「災害対策に関する事務事業等」の部分)を再掲)



(出典)自治体アンケート




ペットの災害対策に関する課題

③ 庁内外における連携の不足

大規模災害が発生した場合、防災担当部署の職員は、災害対策本部の運営等に携わることとなり、避難所の運営を防災に関する知識や経験の少ない他部署の職員が担わなければならない事態も十分に想定される。避難所にペットを同行した住民が訪れることは珍しくなく、あらかじめ自治体として避難所におけるペットの飼育場所等を定めていないと、避難所に配置された職員は個別判断を迫られることとなる。

自治体アンケートでは、ペットの災害対策において動物愛護団体や都、自治会と連携したいと考えている自治体が多い(P.63 参照)が、連携の実績は少ない(P.61 参照)ことが確認された。

また、災害対策においてペット関連の主管課とすべきと回答があった部署が、防災担当部署と動物担当部署に分かれており、庁内での認識に差異があると見られる。したがって、ペットの災害対策においては、庁内外の連携に改善の余地があると考えられる。

 課題抽出の根拠

自治体アンケート、有識者ヒアリング(株式会社危機管理教育研究所)、先進事例調査(熊本市動物愛護センター、熊本県上益城郡益城町危機管理課、川崎市動物愛護センター)

図表 58 災害対策において主管課とすべき部署

(単位:団体)

回答の内容	動物業務を 主管する課 (環境課等)	その他の課
動物業務を 主管する課 の回答結果 (n=9)	2	<b>6</b> (防災担当課) 1 (動物担当課 と防災担当課)
その他の課 の回答結果 (n=18)	<b>11</b>	7 (防災担当課)

注:カッコ内は具体的な回答内容

(出典)自治体アンケート

